

○福岡県警察採用時教養実施要綱の制定について(通達)

平成20年9月26日

福岡県警察本部内訓第44号

この度、福岡県警察採用時教養実施要綱の制定について(平成2年福岡県警察本部内訓第5号)の全部を改正し、10月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

記

第1 趣旨

この内訓は、新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、並びに円満な良識及び豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識・技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成するために行う採用時教養の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- 1 初任教養 新たに採用された巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。
- 2 初任科 福岡県警察学校(以下「警察学校」という。)において初任教養を行うための課程をいう。
- 3 職場実習 初任教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。
- 4 初任補修教養 職場実習を修了した巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。
- 5 初任補修科 警察学校において初任補修教養を行うための課程をいう。
- 6 実戦実習 初任補修教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。
- 7 短期課程 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の卒業生(短期大学の卒業者を除く。)及びこれと同等以上の学力があると認める者を対象とし、教養期間を15箇月とする課程をいう。
- 8 長期課程 短期課程の対象者以外の者を対象とし、教養期間を21箇月とする課程をいう。

第3 採用時教養の編成等

1 編成

採用時教養は、初任教養、職場実習、初任補修教養及び実戦実習をもって編成するとともに、その教養の推進に当たっては、相互の関連性に配慮して、教養の一貫性の確保に努めるものとする。

2 期間

採用時教養の期間は、次表のとおりとする。ただし、特に必要があると認める場合は、職場実習を1箇月までの間延長し、その分、実戦実習の期間を短縮することができるものと

する。

課程別\教 養種別	初任教養 (初任科)	職場 実習	初任補修教養 (初任補修科)	実戦 実習	計
長期課程	10箇月	3箇月	3箇月	5箇月	21箇月
短期課程	6箇月		2箇月	4箇月	15箇月

3 所属

採用時教養期間中における巡査の所属は、初任教養の期間にあつては警察学校、その他の期間にあつては配置先の所属とする。

4 居住先

採用時教養期間中における巡査の居住先は、初任教養及び初任補修教養の期間にあつては警察学校内の寮(全寮制)と、職場実習及び実戦実習(以下これらを「職場実習等」という。)の期間にあつては原則として職員住宅とする。

第4 初任教養及び初任補修教養における教科課程等

1 教科課程

(1) 課程の構成

ア 初任科

(ア) 在校期間は、長期課程にあつては44週、短期課程にあつては26週とする。

(イ) 前半においては、団体生活に慣れさせ、基本的なしつけを体得させ、警察官としての職責の自覚及び社会人としての心構えを養い、体力・気力の錬成を図るものとする。

(ウ) 後半においては、警察官としての職務倫理を培い、自覚及び誇りを持たせ、人間性豊かな人格形成を図るとともに、専門的な法学及び地域警察活動の基本となる知識・技能を修得させ、併せて体力・気力の充実を図るものとする。

イ 初任補修科

(ア) 在校期間は、長期課程にあつては12週、短期課程にあつては9週とする。

(イ) 初任補修科においては、地域警察官として一人立ちできるよう豊かな人間性の錬磨及び職務倫理の基本の定着化を図るとともに、専門的な法学及び地域警察活動の基本となる知識・技能を総合的に発展進化させ、併せて体力・気力の一層の充実を図るものとする。

(2) 授業時間等

各課程の授業時間は、次表のとおりとする。

なお、授業時間の単位は、教科課程の2時間をもって1時限とし、1時限の実時間は、80分をもって充てるものとする。

課程別	科別	期間(時間)
長期課程	初任科	40週(1,600)

	初任補修科	11週と2日(456)
短期課程	初任科	24週(960)
	初任補修科	8週と2日(336)

(3) 教授科目及び要目等

初任科及び初任補修科の教授科目及び要目並びにその科目ごとの時間数は、警察庁が示す基準のとおりとする。

(4) 教授細目

警察学校の長(以下「校長」という。)は、初任科・初任補修科教科課程教授細目(類目)を定めるものとする。

(5) 授業計画

校長は、教養の実施に当たり、あらかじめ授業計画を策定するものとする。

(6) 実務研修

校長は、初任科生を実務研修のため、警察署に派遣するものとする。この場合において、研修内容及び研修指導員の指定等について、派遣先の警察署長と協議の上、全般的な実務研修計画を策定するものとする。

2 学級編成等

学級編成は、おおむね40人の学生をもって1学級とし、各学級に担任教官を配置するものとする。

3 入校式及び卒業式

入校式及び卒業式は、初任科及び初任補修科のそれぞれについて実施するものとする。

第5 初任教養及び初任補修教養における教科外活動

1 目的

教科外活動は、教科課程の教育訓練とあいまって、自主性、良識及び情操を培い、体力・気力の充実を図り、もって人間性豊かな人格形成及び警察官としての資質を養うことを目的とする。

2 構成

教科外活動は、起床から就寝までの時間帯から教科の時間帯を除く時間帯の諸活動とし、日朝活動(起床から授業開始までをいう。)、特別活動(教科終了から執務時間(福岡県の休日定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までの勤務時間をいう。以下同じ。)終了までをいう。)及び日夕活動(執務時間終了後から就寝までをいう。)をもって構成する。

3 教科外活動の基本

教科外活動は、学生会活動、学級活動、クラブ活動及び寮生活を基本とする。

第6 職場実習等

1 目的

(1) 職場実習の目的

職場実習は、職場実習指導員の指導の下に、現場実習、勤務体験等の方法を通じて、地域警察官として必要な知識・技能を修得させることを目的とする。

(2) 実戦実習の目的

実戦実習は、実戦実習指導員の管理及び指導の下に、独立性の強い勤務を通じて補強教養を行うとともに、実務に習熟させ、採用時教養修了後の本格的実務への移行に対応し得る能力を修得させることを目的とする。

2 職場実習の編成及び職場実習等の期間

(1) 職場実習の編成

職場実習は、地域実習及び捜査実習をもって構成し、地域実習、捜査実習の順に行うものとする。

(2) 職場実習等の期間

ア 職場実習等の期間は、おおむね次表のとおりとする。

課程別\実習別	職場実習		実戦実習	計
	地域実習	捜査実習		
長期課程	2箇月	1箇月	5箇月	8箇月
短期課程			4箇月	7箇月

イ 第3の2のただし書の規定により、職場実習を1箇月までの間延長する場合は、地域実習の期間を延長するものとする。この場合において、(1)の規定にかかわらず、地域実習、捜査実習の順に行った後に地域実習を行うことができる。

3 実習先及び配置先

(1) 実習生(職場実習等を受ける巡査をいう。以下同じ。)の警察署における実習先及び配置先の基準は、次表のとおりとする。

区分\実習別	職場実習		実戦実習
	地域実習	捜査実習	
実習先	交番	刑事担当課の係	交番
配置先	地域担当課	地域担当課兼刑事担当課	地域担当課

(2) 実習先の交番は、原則として取扱事案の多い交番であって、かつ、地域実習、実戦実習のそれぞれの期間を通して同一の交番とすること。ただし、交番により、取扱事案の内容、件数等に極端な差異がある場合には、教養効果を上げるため、実習先の交番を変更することができるものとする。

(3) 捜査実習は、地域警察活動の中で取り扱う頻度の高い基本的捜査実務を担当する刑事担当課の係で行うものとする。

(4) 実戦実習においては、(2)の規定によるほか、地域警察官としての実務能力を向

上させるため、必要に応じて、警ら用無線自動車勤務等を体験させるほか、一時的に地域部門以外の部門において実習を行わせることができるものとする。この場合において、警察署の実情により、特に必要があると認める場合は、留置管理を担当する係において、護送活動及び看守活動の実習を行わせることができるものとする（護送活動については実戦実習指導員等の、看守活動については留置担当課の係員の同行指導の下、補助的な立場の者として実習を行わせるものとする。）。

- (5) 実戦実習に当たっては、交番における地域警察活動を修得させることに支障を生じることがないように配慮するものとする。

4 教養体制等

(1) 教養体制

ア 教養担当者、教養指導者、職場実習指導員及び実戦実習指導員

実習生の所属する警察署長(以下「署長」という。)は、真に実効ある職場実習等を行うため、副署長を教養担当者に、職場実習等に係る業務を担当する課の課長を教養指導者に、同担当係の警部補、巡査部長又は巡査を職場実習指導員又は実戦実習指導員に指定するものとする。

イ 教養指導者の補助者

署長は、必要に応じて、職場実習等に係る業務を担当する課の警部補を教養指導者の補助者として指定し、運用することができる。

ウ 生活面の教養指導者

署長は、職場実習等の期間中における生活面の教養指導者に、原則として総務担当課長を指定するものとする。

エ 職場実習指導員及び実戦実習指導員の指定

署長は、職場実習指導員又は実戦実習指導員の指定に当たっては、人格的に優れ、身近な先輩として指導力及び行動力を有し、かつ、勤務成績が優秀な者を指定するものとする。

オ 職場実習指導員及び実戦実習指導員以外の者による指導

署長は、実習項目又は実習内容によって、職場実習指導員及び実戦実習指導員以外の者による指導の方がより効果的であると認める場合は、職場実習指導員及び実戦実習指導員以外の者にも指導させることができるものとする。

(2) 教養担当者等の任務

ア 教養担当者

教養担当者は、実習生に係る勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養指導者等を指揮するとともに、警察学校との連携を密にして、職場実習等の効果的な推進を図るものとする。

イ 教養指導者

教養指導者は、職場実習指導員、実戦実習指導員等を指揮し、職場実習等を計

画的に推進するものとする。

ウ 教養指導者の補助者

教養指導者の補助者は、教養指導者の補助をするものとする。

エ 職場実習指導員及び実戦実習指導員

職場実習指導員及び実戦実習指導員は、指導を担当する期間中において、実習生に対して実務の指導教養を行うとともに、生活面の指導についても配慮しなければならない。

オ その他の職員

教養担当者、教養指導者、教養指導者の補助者、職場実習指導員及び実戦実習指導員以外の職員は、職場実習等が円滑かつ効果的に行われるよう協力するものとする。

5 実施要領

(1) 指導形態

ア 職場実習の指導形態

(ア) 地域実習

(3)のアの(イ)に規定する場合を除き、職場実習指導員によるマンツーマンの同行指導の下に、地域警察官として必要な知識・技能を修得させるものとする。

なお、職場実習生には、受持区を指定してはならない。

(イ) 捜査実習

(3)のアの(ウ)に規定する場合を除き、職場実習指導員によるマンツーマンの指導の下に、地域警察官として必要とされる基本的な捜査実務に関する知識・技能を修得させるものとする。

イ 実戦実習の指導形態

実戦実習指導員による管理・指導の下、実戦実習生(実戦実習の実習生をいう。以下同じ。)の独力による地域勤務を行わせるものとする。ただし、実戦実習生個々の能力・修得状況、実習先の交番における実習内容等を総合的に勘案して、必要がある場合には実戦実習指導員が同行するなど、実態に即した弾力的な運用を図るものとする。

なお、実戦実習生には、個々の能力・修得状況及び警察署の実情に応じて受持区を指定することができる。

(2) 職場実習等の内容、方法等

ア 教養指導者は、職場実習指導員、実戦実習指導員及び実習生と接する機会を多くして、常に、職場実習等の状況及び進捗を把握するとともに、必要な指導調整を行うものとする。

イ 職場実習指導員は、職場実習生(職場実習の実習生をいう。以下同じ。)と勤務を共にし、取扱い事項を通じて、職務についての指導教養を行うものとする。

ウ 実戦実習指導員は、その管理・指導の下に、実戦実習生に対して独力による勤務を行わせ、必要と認める場合には同行指導を行い、職務についての指導教養を行うものとする。

エ 実習生は、常に職場実習等の状況及び進捗を自ら把握するとともに、積極的に教養指導者、職場実習指導員又は実戦実習指導員に指導を求めなければならない。

(3) 実施上の留意事項

ア 職場実習実施上の留意事項

(ア) 職場実習生が警察官としての職権を行使できることはもちろんであるが、現行犯人の逮捕等目前急迫の事案発生の場合を除き、単独での職務執行は行わせないこと。

(イ) 第3の2のただし書の規定により、職場実習を1箇月までの間延長する場合の延長期間の地域実習については、職場実習生の能力、修得状況等を勘案して、職場実習指導員によるマンツーマンの同行指導及び職場実習指導員の管理・指導を受けさせながらの独力による勤務を織り交ぜて行うこと。

(ウ) 捜査実習は、職場実習指導員のマンツーマンによる指導を原則とするが、実習の効果を妨げない範囲内で一人の職場実習指導員が複数の職場実習生を担当することとして差し支えない。ただし、教養担当者は、一部の職場実習指導員に過度な負担とならないよう配慮すること。

(エ) 教養指導者は、真に効果が上がるよう業務全般を見据えた上、係間の連携に配慮するなど、その指導体制の確立を図ること。

イ 実戦実習実施上の留意事項

実戦実習指導員が複数の実戦実習生を担当する場合には、教養担当者は、一部の実戦実習指導員に過度な負担とならないよう配慮すること。

第7 初任総合検討会の実施要領

1 開催

警務部長は、実戦実習修了時、原則として警察学校において、半日又は1日、実戦実習生の修得状況の確認、今後の指導方法等に関する検討会(以下「初任総合検討会」という。)を開催するものとする。

2 報告

署長は、初任総合検討会の開催前に、教養担当者、教養指導者、実戦実習指導員及び実戦実習生を出席させ、座談会を行い、実戦実習生の修得状況等を確認し、その結果を校長に報告するものとする。

3 指導等

校長は、2の報告及び警務部長が別に定める様式に基づき、実戦実習生の修得状況等を確認し、必要により、実戦実習生に指導等を行うとともに、署長に助言等を行うものとする。

第8 相互の連携等

1 相互の連携

警務部教養課長、署長及び校長は、相互に緊密な連携をとり、採用時教養を効果的かつ効率的に実施するよう配慮するものとする。

2 受入れ体制の配慮等

署長は、実習生が速やかに職場環境に適応し、落ち着いて職場実習等が受けられるよう、特に受入れ体制に配慮するとともに、職場実習等の期間中、必要に応じて、警察学校の教官等を交えて、実習生及びその指導に携わる者による検討会を行うものとする。

3 担任教官等による指導等

校長は、職場実習等の期間中、必要に応じて、担任教官等に、警察署を巡回させ、教養指導者等との連携の下に実習生の指導を行わせるとともに、適宜、実習生を警察学校に招致して検討会を行うものとする。

4 職場実習指導員等への教養

署長、警務部教養課長、校長等は、相互に連携し、職場実習指導員及び実戦実習指導員(これらの者の候補者を含む。)に対し、実習生の指導に必要な知識・技能を修得させるための教養を実施するものとする。

第9 採用時教養の修了

警務部長は、採用時教養を修了した巡査に対し、採用時教養修了証(別記様式)を交付するものとする。

第10 入校等の制限

実習生については、採用時教養が修了するまでの間は、部門別任用科及び専科の警察学校への入校並びに地域部門以外の部門への配置は、これを行うことができない。

第11 採用時教養の実施に関し必要な事項

この内訓に定めるもののほか、採用時教養の実施に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。